

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定にあたって

(1) 国及び埼玉県における健康施策の動向

① 国の「健康日本21（第2次）」及び埼玉県の「健康増進計画」について

わが国は、長寿社会を迎えており、高齢化に伴う医療費の増加が課題となっています。このような社会のなかで、生き生きと健やかで充実した生活が送れるように、生活の質の向上や社会生活を営むために必要な心身の機能を維持・向上させることが重要です。

国は、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までを期間とした「21世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第2次）」を策定し、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯と口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」という5つの基本的な方向に基づいて、国民の健康増進を総合的・計画的に推進しています。

埼玉県は、国の「健康日本21（第2次）」を参酌し、2013（平成25）年度から2022（平成34）年度までを期間とした「健康埼玉21」を定めました。この方針の実現に向けて、2019（平成31）年度から2023（平成35）年度までを期間とした「埼玉県健康長寿計画（第3次）」を策定し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小をはじめとする5つの基本方針を掲げ、「誰もが、健康で、生き生きと暮らすことができる『健康長寿社会』の実現を目指します。」という基本理念の実現を目指して施策を進めています。

健康日本21（第2次）で掲げられている「国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向」

- ①健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- ②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

② 国の「第3次食育推進基本計画」及び埼玉県の「食育推進計画」について

急速な経済発展に伴う生活スタイルの多様化により、食を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、若い世代は、健全な食生活を心がけている人が少なく、食に関する知識が乏しい人が多くなっています。さらに、少子高齢化や核家族化が進み、共働き世帯の子どもや高齢者をはじめとする単独世帯、ひとり親世帯に対する支援が課題となっています。このような背景を踏まえ、国では「食育」を重要な課題と位置付け、若い世代の健全な食生活の推進や食に関する知識や意識の啓発、子どもや高齢者に対する共食の機会提供などを視野に入れた2016（平成28）年度から2020（平成32）年度までを計画期間とする「第3次食育推進基本計画」を策定しました。

埼玉県は、国の「第3次食育推進基本計画」を基本として、第3次となる「埼玉県食育推進計画」を策定し、「食を通じた県民の心身の健康増進と、豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めます。」という基本理念のもと、食育を通じて県民の豊かな健康づくりを推進しています。

（2）新たな法律・制度等

① 受動喫煙防止対策

2010（平成22）年7月にWHO（世界保健機関）とIOC（国際オリンピック委員会）は「たばこのないオリンピック」を推進することを合意しました。これに伴い、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」が2015（平成27）年11月に閣議決定され、2020（平成32）年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止対策を強化する方向性が示されました。さらに、2018（平成30）年7月18日には改正健康増進法が成立し、2020年4月からの全面施行に向けて、受動喫煙防止に向けた取組が進められています。

② 地域包括ケアシステムの構築

日本は、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており（国民の約4人に1人）、2042年の約3,900万人でピークを迎え、その後も、75歳以上の人口割合は増加し続けることが予想されています。

このような状況の中、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025（平成37）年以降は、国民の医療や介護の需要が、さらに増加することが見込まれています。このため、厚生労働省においては、2025（平成37）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

③ 認知症施策

厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、2015（平成27）年に「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）を関係府省庁と共同で策定しました。同戦略では、認知症患者の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、7つの柱（①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護などの提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデルなどの研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視）に沿って、施策が進められています。

④ かかりつけ薬剤師・薬局の推進

厚生労働省は、2015（平成27）年10月に、かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を策定するとともに、2016（平成28）年度にはビジョン実現のアクションプランを作成しました。「かかりつけ薬剤師・薬局」とは、薬による治療に関すること、健康や介護に関することなどに対し、豊富な知識と経験を持ち、患者のニーズに沿った相談に応じることができる薬剤師や薬局です。

2025（平成37）年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が推進されています。

薬局においても、地域における既存の役割なども生かし、薬物療法に関して、こうした地域包括ケアシステムの一翼を担うことが重要であり、2025（平成37）年までに、すべての薬局がかかりつけ薬局としての機能を持つことを目指しています。また、薬剤師についても、2025（平成37）年までのなるべく早い時期に、従来の対物業務から、処方内容のチェック、多剤・重複投薬や飲み合わせの確認、医師への疑義照会、丁寧な服薬指導、在宅対応も通じた継続的な服薬状況・副作用などのモニタリング、それを踏まえた医師へのフィードバックや処方提案、残薬解消など、患者が医薬分業のメリットを実感できる対人業務へとシフトが進むことが期待されています。

(3) 志木市における取組

志木市では、2013（平成 25）年度に策定した「いろは健康 2 1 プラン（第 3 期）（以下、「第 3 期計画」）」に基づき、さまざまな健康づくり施策を進めてきました。

① 健康意識

「健康 Step up 講座」や「こつこつ元気教室」、「出前健康講座」など、運動・栄養・口腔ケアをテーマに健康講話を実施するほか、市民の生活習慣病の予防と健康意識の向上を目的に、「いろは健康ポイント事業」において、歩数や体組成のデータを見える化し、健康に無関心な層を取り込むためのインセンティブ事業を実施しました。

② 健康管理

病気の早期発見・早期治療に結びつけるため、電話や通知によるがん検診の受診勧奨を積極的に実施しました。また、40 歳から 60 歳までの 5 歳ごとの節目の市民を対象に、従来の胃がん検診に加えて、血液検査（ペプシノゲン検査、ピロリ菌抗体検査）を実施し、感染及び胃炎の有無を調べるための胃がんリスク検診を行いました。さらに、30 歳から 65 歳までの女性に対し、がんの発見率の向上を図るため、子宮頸がん検診と HPV^{※1} 検診を併用して実施しました。

さまざまな感染症を予防するため、予防接種の接種勧奨や歯と口腔の健康についても、からだ全体の健康と密接に関係があることから、特定の年齢を対象に成人期歯科検診を実施しました。

③ 栄養・食生活

「みんなの食生活講座」や、健康になりまっする教室参加者に向けた「食事バランスアップ講座」では、生活習慣病予防を目的とした調理実習と栄養講話を実施しました。また、まんま相談や栄養指導など、乳幼児期から高齢期まで管理栄養士による個別相談も随時行い、一人ひとりの状況に応じた食生活の改善を支援しました。

④ 歯の健康

歯と口腔の健康プランを策定し、健康増進センターでの歯科検診や子育て支援センターでの歯科保健指導を実施しました。また、小・中学校で実施している「むし歯ゼロ作戦」では、フッ化物洗口事業をはじめ、給食後の歯みがきタイムの実施や歯科衛生士による歯科保健指導に加え、各校で工夫を凝らした事業を展開しました。

また、80 歳になっても 20 本以上の歯を残すことを目指す「^{はちまるにいまる}8020 運動」では、「8020 よい歯のコンクール」を開催し、健康まつりの会場で表彰するなど、子どもから高齢者まで歯の健康に対する意識を高める事業を実施しました。

※1 HPV：ヒトパピローマウイルスの略であり、HPV 感染者は子宮頸がんの発症リスクが高まるとされています。

⑤ 身体活動・運動

チャレンジスポーツやノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会などを通じて、子どもから高齢者まですべての市民を対象とした健康づくり・介護予防事業を実施しました。

また、2015（平成27）年度からは埼玉県の補助金を活用し、市民の健康寿命の更なる延伸と、再び健康寿命埼玉県内1位になることを目指すための「健康寿命のばしマッスルプロジェクト」事業を展開しました。

⑥ 休養・こころの健康

妊娠・子育て期から高齢期まで、さまざまな世代の困りごとや悩みに対して、幅広く対応する相談支援体制を確立しました。

また、小学校期からこころの教育の取組として、心理職を講師として招き、市内小学校とその保護者を対象に、「いのちの支え合いを学ぶ授業」を実施しました。

⑦ 喫煙（たばこ）

路上喫煙禁止地区において、巡回指導や周知街頭キャンペーンを実施しました。

また、「健康 Step up 講座」では、喫煙が及ぼす健康被害についての講話を実施するなど、喫煙に関する問題について普及・啓発を実施したほか、小・中学校では学習指導要領に則り、健康教育の中で、喫煙による健康被害を取り上げました。

⑧ 飲酒（アルコール）

埼玉県（保健所）と連携し、多量飲酒によるからだへの影響や精神疾患との関係などアルコール関連の問題を普及・啓発し、節酒支援プログラムを導入しました。

また、小・中学校では学習指導要領に則り、健康教育の一環で飲酒による健康被害をテーマにした授業を実施しました。

⑨ 地域での取組（環境整備）

市民団体や町内会と協働し、ノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会の会場として活用している「いろは親水公園」に、水仙や芝桜、彼岸花などを植栽しました。また、市内の公園には、健康遊具の設置やバリアフリー対応のトイレの設置などを行い、市民の憩いの場として利用しやすい、誰もが歩きやすい環境を整備しました。

⑩ 食育推進項目

「離乳食教室」や「ランチで食育」では、試食体験を通して乳幼児期からの食育を支援しました。また、「地元の野菜を食べよう」事業では、地産地消を促すため、旬の食材を使った調理実習や栄養講話を実施したほか、食生活改善推進員による地元野菜のヘルシーレシピを作成し、「アグリシップしき」などで配布しました。

【コラム】健康寿命のばしマッスルプロジェクト

■背景・目的

第3期計画の基本理念である「みんなで進める 健康寿命日本一のまちづくり」の実現に向けて、荒川や柳瀬川、新河岸川の土手や河川敷などの運動しやすい環境があることや、全国や埼玉県と比べて脳血管疾患や心疾患による死亡率が高く、非肥満者のリスク保有者も多いという本市の特徴を踏まえ、健康寿命の延伸と医療費の抑制を目標に、2015（平成27）年度から次の2つの事業を実施しました。

■取組内容

○いろは健康ポイント事業

本事業に参加を希望する40歳以上の市民に無償で活動量計を貸与し、歩数や体組成など定期的に測定した数値や、健康増進につながる行動（健康診断の受診や市の健康増進事業への参加など）をした場合に、商品券と交換可能な「健康ポイント」を付与します。運動に無関心な市民も含め、楽しみながら健康づくりを継続してもらうことをねらいとしています。

各年度の参加者数

H27	H28	H29	H30
1,016人	1,719人	2,330人	2,718人

○健康になりまっする教室

参加者それぞれの生活や健康状態に合わせ、2015（平成27）年度から3年間「歩くこと、筋力アップトレーニング、食事コントロール」の三位一体の指導をきめ細やかに行いました。2015（平成27）年度は6か月、2016（平成28）年度と2017（平成29）年度はそれぞれ8か月と期間を定め、集中的に健康づくりに取り組むことができる教室です。

各年度の参加者数

H27	H28	H29
155人	215人	263人

■成果

健康寿命のばしマッスルプロジェクトを始めてから3年が経過し、国保加入者のうち、「いろは健康ポイント事業」の参加者（介入群）と、非参加者（対照群）の医療費を比較したところ、介入群の一人あたりの医療費は対照群と比べて年間約4万円低くなっており、医療費の抑制効果が確認できました。その他、「腹囲」の平均値が1cm減少、「BMI」や「LDL コレステロール」の低下など、からだに対する変化や効果も現れました。

なお、このプロジェクトは2016（平成28）年11月14日に厚生労働省主催による「第5回 健康寿命をのばそう！ アワード」において、生活習慣病予防分野 厚生労働省健康局長自治体部門優良賞（生活習慣病予防の啓発、健康増進のための優れた取組に対し表彰）を受賞しました。



歩数データ収集のための専用端末



体組成測定



教室風景



調理実習



(4) いろは健康21プラン(第4期)の策定に向けた重点的な視点

いろは健康21プラン(第4期)(以下、「本計画」)の策定にあたっては、以下の重点的な視点に基づいて検討を行いました。

① 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

志木市の総人口は、2018(平成30)年度をピークに、横ばいから緩やかに下降していくことが予想されています。今後も、高齢化はさらに進み、生産年齢人口が減少し続けることが予想されます。第3期計画に引き続き「健康寿命日本一」を目指し、健康寿命を延伸し、高齢者が生涯にわたり活躍できる取組を推進していく必要があります。

また、地域によって健康格差が生じないように、地区の特性や課題を的確にとらえた計画づくりを推進します。

② 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(非感染性疾患)の予防)

志木市の医療費は循環器疾患が高くなっています。また、市民の死因別死亡数の第1位は、ここ数年「がん」による死亡となっています。特定健康診査・特定保健指導の実施及びがん検診の受診が生活習慣病予防やがんの早期発見・早期治療につながります。医療費や健診データなど市民の健康状態を「見える化」することで、健康意識の向上につなげ、市民が望ましい生活習慣を実践していくことを目指します。

③ 次世代の健康

将来を担う次世代の健康を支えるためには、妊娠前・妊娠期・出産・子育て期からの取組が重要です。

子どもの頃から、健やかな生活習慣を身につけることが、生涯にわたる健康な生活習慣の基盤となります。

そこで、乳幼児期、小学校期、中学・高校期の子どもに対して、家庭や学校での生活習慣に関する自己管理能力を育成し、健康意識の向上に努めます。

④ 働く世代の健康

仕事や家庭での生活の多忙さに追われ、日々の生活の中で健康づくりの優先度は低くなりがちな世代です。その結果、働く世代の特定健康診査受診率や特定保健指導実施率、がん検診の受診率も低く、生活習慣病の発症が増加する年代でもあります。

また、この世代は、さまざまなストレスによりうつ状態を引き起こし、志木市でもライフステージ別の主要死因をみると、自殺の割合が高い世代でもあります。

からだの健康のみならず、こころの病気を防ぐとともに、将来を見据えたがんや生活習慣病などの予防に取り組む必要があります。

⑤ 高齢者の健康

志木市の高齢者数は、団塊の世代がすでに高齢期に入っていることから、急激な増加はしないものの、前期高齢者（65歳から74歳）と後期高齢者（75歳以上）の占める割合が、2019（平成31）年に逆転することが想定されています。その後は、後期高齢者の占める割合が増加します。

高齢者が、地域の中で、生き生きと生活の質を保つためには、高齢者の健康に焦点をあてた取組が必要です。心身機能の改善を目的とした介護予防に取り組むとともに、社会参加や生きがいづくりにつなげていくための取組を推進します。

⑥ こころの健康

こころの健康を保つには、「適度な運動」や「バランスのとれた栄養・食生活」とあわせて、心身の疲労の回復と充実した人生を目指す「休養」が加えられ、これら3つの要素が欠かせない要素とされています。

志木市のライフステージ別の主要死因順位を見ても、青年期の自殺の順位が高く、標準化死亡比^{※2}を見ても、埼玉県を上回っています。

こころの健康は、個人の生活の質を大きく左右します。また、自殺は社会的な損失でもあります。

適度な運動やバランスに配慮した食生活、休養、睡眠などこころの健康を保つための取組を、「市民のこころと命を守るほっとプラン」（志木市自殺対策計画）と整合を図りながら推進していく必要があります。

⑦ 健康でいきいきと暮らすための“市民力”を活かした社会環境の整備

人生100年時代を見据え、誰もが生涯にわたり健康で生き生きと暮らせるまちを実現するためには、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりがお互いの健康を守る気運を高めることが重要です。

そのため、地域コミュニティを主体とした多様な“市民力”と連携した健康づくりに取り組めるよう、体制づくりや環境整備を積極的に推進します。

※2 標準化死亡比：死亡率は通常、年齢によって大きな違いがあることから、異なった年齢構成を持つ地域別の割合を、そのまま比較することはできません。標準的な年齢構成に合わせて、地域別かつ年齢階級別に死亡率を算出し、比較する必要があります。標準化死亡比は、基準死亡率（人口10万対の死亡数）を対象地域に当てはめた場合に、計算により求められる期待される死亡数と実際に観察された死亡数とを比較するものです。全国の平均を100としており、標準化死亡比が100以上の場合は我が国の平均より死亡率が多いと判断され、100以下の場合は死亡率が低いと判断されます。

2 計画の概要

(1) 基本理念

みんなで進める
健康寿命日本一のまちづくり
～人生 100 年時代！
健康で心豊かに暮らせるまち 志木市～

本市では 2014（平成 26）年に、いろは健康 21 プラン（第 3 期）・食育推進計画を策定し、「みんなで進める健康寿命日本一のまちづくり」を基本理念として、健康寿命の延伸に向けた施策を展開してきました。

本市の 65 歳健康寿命は年々微増傾向にあるものの、2011（平成 23）年に埼玉県で 1 位であった順位が、2016（平成 28）年には男性 16 位、女性 5 位となり、順位を落としています。そのため、本計画も第 3 期計画の基本理念を継承し、「健康寿命日本一のまちづくり」を目指します。

本計画では、次世代を担う子どもや若者、そして高齢者まで、全ての世代の市民が人生 100 年時代を見据え、地域の中で健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指します。本市では、健康寿命の延伸や医療費の適正化など、超高齢社会に対応したまちを構築するため、全ての市民の主体的な健康づくりを支援します。



注)本計画で掲載しているカパルのイラストは、公益財団法人志木市文化スポーツ振興公社から許諾を得ています。

(2) 基本目標

基本目標は、基本理念を実現するための具体的な目標であるとともに、本計画の施策を体系化するための計画の柱となります。本計画は、第3期計画の基本目標を改め、新たな法律・制度などの動向と市の現状と課題に応じた施策を展開します。

基本目標1 子どもから高齢者までみんなが健康に関心を持ち実践する

市民の健康づくりは、行政の取組だけでは進めることはできません。自分の健康は自分で守るという意識が重要です。それぞれが、日常生活において何がいけないことで、何をすべきかを理解し、行動に移していくことが大切です。

市では、市民が積極的にあるいは、自然と健康づくりにつながる行動ができるよう、さまざまな取組を進めていきます。

関連する 行動目標	「子どもの頃から健康なからだ・こころづくりを進めよう」、 「かかりつけ医・歯科医・薬局を持つ」、 「自分の生活習慣を見直し実践しよう」など
--------------	---

基本目標2 子どもから高齢者までみんながいきいきと健康づくりに取り組んでいる

生活習慣病を予防するには、「栄養・食生活」「歯と口腔の健康」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「喫煙（たばこ）」「飲酒（アルコール）」の各分野において生活習慣の改善が必要です。

子どもから高齢者までのライフステージや性差など、それぞれの特性やニーズ、健康課題を把握し、切れ目のない取組を進めていきます。

関連する 行動目標	「減塩に取り組もう」、 「歯周疾患の予防と早期発見・早期治療に努め、歯の喪失を防ごう」、 「スマート（賢く）に歩こう」など
--------------	---

基本目標3 子どもから高齢者までみんなが地域でつながっている

地域のつながりが健康に影響することについて、ソーシャルキャピタルが注目され、その関連が報告されています。このソーシャルキャピタルの高い地域では、主観的健康感や健康習慣がよいとの結果が出ています。健康づくりは個人の力だけでは、実現や継続ができないことが数多くあります。地域の中で一緒に行動できる仲間や万が一の際に助け合える「互助」の考えに基づく多様な地域活動が展開されることが必要です。

市民が主体となって地域における健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

関連する 行動目標	「市民力を健康づくりに活かそう」、 「地域のつながりを豊かにしよう」など
--------------	---

(3) 本計画の位置づけ

本計画は、国民運動計画である「健康日本21（第2次）」の地方計画（健康増進法第8条第2項に規定する市町村健康増進計画）として、また、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画としても位置づけるものです。そのため、策定にあたっては、これらの国や埼玉県健康づくりにかかる方針や施策との整合性を図ることが必要です。

本計画は、「志木市将来ビジョン前期実現計画」（2016（平成28）年度～2020（平成32）年度）における、第2章「市民を支える快適なまちづくり」において、基本的施策2-1「健康に暮らせるまちづくり」として位置付けられており、これに示された考え方に基づくとともに、他の関連計画との整合性に留意したものとします。

(4) 「志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）」について

歯と口腔の健康は、からだ全体の健康と密接な関係があると言われており、いつでも自分の歯でおいしく食事をとることは、健康で質の高い生活を送るための基本であると考えられています。

本市は2011（平成23）年12月に、埼玉県内の市町村で初めての歯と口腔の関連条例である「志木市市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」を制定しました。この条例に基づき、2013（平成25）年度から2018（平成30）年度までの6年間を計画期間とする「志木市歯と口腔の健康プラン」（以下、「第1期プラン」）を策定し、市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を計画的に推進してきました。

計画期間の最終年度を迎え、志木市健康づくり市民推進協議会において歯の健康に関わる各指標の達成状況の検証と評価を行ったところ、改善傾向がみられた指標がある一方で、課題が残る指標も確認できました。

以上の結果を受けて本市では、「志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）」を策定するにあたり、第1期プランの基本的な方針を引き継ぎつつ、よりいっそう総合的かつ包括的に歯と口腔の健康を推進するため、本計画に内容を包含し、基本目標2「子どもから高齢者までみんながいきいきと健康づくりに取り組んでいる」の「歯と口腔の健康」の分野として市民の行動目標や本市の取組などを示します。



志木市歯と口腔の健康プラン

(5) 計画期間

本計画の計画期間は、2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度までの 5 年間とします。また、必要に応じて中間で見直し、改定を行っていきます。

(年度)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
国	健康日本 21（第 2 次）（2013（平成 25）年度～2022（平成 34）年度）									
	第 3 次食育推進基本計画									
	自殺総合対策大綱（2007（平成 19）年度～） ※2016（平成 28）年に改正									
埼玉県	健康埼玉 21（2013（平成 25）年度～2022（平成 34）年度）									
	健康長寿計画（第 2 次）									
	食育推進計画（第 3 次）									
	歯科口腔保健推進計画（第 2 次）									
志木市	埼玉県自殺対策計画									
	志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画） （2016（平成 28）年度～2025（平成 37）年度）									
	前期実現計画									
	実行計画 ※毎年 3 か年計画策定									
	実行計画									
	実行計画									
	いろは健康 21 プラン（第 3 期）・志木市食育推進計画 志木市歯と口腔の健康プラン （2013（平成 25）年度～2018（平成 30）年度）									
	いろは健康 21 プラン（第 4 期）・志木市食育推進計画（第 2 期）・志木市歯と口腔の健康プラン（第 2 期）									
	第 3 期志木市特定健康診査等実施計画									
	第 2 期志木市国民健康保険保健事業実施計画									
市民のこころと命を守るほっとプラン（志木市自殺対策計画）										
第 3 期志木市地域福祉計画・第 4 次地域福祉活動計画										
高齢者保健福祉計画・第 7 期介護保険事業計画										
第 2 期志木市スポーツ推進計画										
（改訂版）志木市子ども・子育て支援事業計画（母子保健計画を含む）										
第 4 期障がい者計画										
第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画										